

令和 4 年 2 月 24 日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦
(公印省略)

「「高齢者施設等の従事者等に対する集中的実施計画の実施方針等について」（令和 4 年 1 月 7 日（令和 4 年 2 月 18 日一部改正）事務連絡）の発出に伴う対応等について」の周知について

高齢者施設等の従事者等に対する検査に関しては、厚生労働省より都道府県等の衛生主管部局宛てに、「高齢者施設等の従事者等に対する集中的実施計画の実施方針等について」（令和 4 年 1 月 7 日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）にて示されておりましたが、今般、当該事務連絡が一部改正されたとのことであり、厚生労働省老健局より都道府県等介護保険主管部局宛てに、一部改正に関する内容の周知のための事務連絡が発出されました。

老健局発出事務連絡では、下記の内容が示されております。

- 社会機能維持者が濃厚接触者となった場合の待機を早期に解除するための検査（以下「待機期間早期解除検査」という。）を、集中的実施計画に基づく検査（以下「集中的検査」という。）の一環として行うことが差し支えない。（「高齢者施設等の従事者等に対する集中的実施計画の実施方針等について」（令和 4 年 1 月 7 日（令和 4 年 2 月 18 日一部改正）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）（別添）において示された。）
- 集中的検査の対象施設の設定に当たり、入所系の高齢者施設等を基本として、これらに加えて、外部との接触の機会が多い通所系や訪問系の事業所も対象とすることを検討することとされている。
- 抗原定性検査キットについては、需給が安定するまでの間、必要などころに確実に供給されるよう、優先度に応じた物流の流れを確保する措置が講じられているが、集中的検査は行政検査として実施されるものであり、優先して供給されることとされている。この取扱いは、緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置区域に指定された地域以外においても可能。
- 昨年夏以降に国から配布した抗原定性検査キットを保管している高齢者施設等においては、保管している抗原定性検査キットについて、

「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和4年1月5日（令和4年1月28日一部改正）新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）において、検査の実施に当たって求められる内容を遵守した上で、待機期間早期解除検査に用いることも差し支えない。

なお、濃厚接触者の待機期間につきましては、本会より「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について（令4.2.1（健Ⅱ521F）（地482）」文書にてお知らせしておりますので、ご参考にしていただけますと幸いです。

以上、情報提供させていただきますので、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下郡市区医師会及び会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

（添付資料）

- 「「高齢者施設等の従事者等に対する集中的実施計画の実施方針等について」（令和4年1月7日（令和4年2月18日一部改正）事務連絡）の発出に伴う対応等について」（令4.2.18 事務連絡 厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課）

以上

事務連絡
令和4年2月18日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

「高齢者施設等の従事者等に対する集中的実施計画の実施方針等について」
(令和4年1月7日(令和4年2月18日一部改正)事務連絡)の発出に伴う
対応等について」の周知について

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、日々ご尽力及びご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、社会機能維持者が濃厚接触者となった場合の待機を早期に解除するための検査(以下「待機期間早期解除検査」という。)を集中的実施計画に基づく検査(以下「集中的検査」という。)の一環として行うことが差し支えない旨、「高齢者施設等の従事者等に対する集中的実施計画の実施方針等について」(令和4年1月7日(令和4年2月18日一部改正)厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)(別添)において示されましたので、別添のとおり、「高齢者施設等の従事者等に対する集中的実施計画の実施方針等について」(令和4年1月7日(令和4年2月18日一部改正)事務連絡)の発出に伴う対応等について」令和4年2月18日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡)を都道府県等に対して発出しました。

貴会におかれましては、別添の内容についてご了知いただくとともに、会員各位に対し、ご周知いただきますようお願いいたします。

【別添】

「高齢者施設等の従事者等に対する集中的実施計画の実施方針等について」
(令和4年1月7日(令和4年2月18日一部改正)事務連絡)の発出に伴う
対応等について」(令和4年2月18日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか
連名事務連絡)

事務連絡
令和4年2月18日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局）御中
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

「高齢者施設等の従事者等に対する集中的実施計画の実施方針等について」
（令和4年1月7日（令和4年2月18日一部改正）事務連絡）の発出に伴う
対応等について

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、日々ご尽力及びご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、社会機能維持者が濃厚接触者となった場合の待機を早期に解除するための検査（以下「待機期間早期解除検査」という。）を集中的実施計画に基づく検査（以下「集中的検査」という。）（※）の一環として行うことが差し支えない旨、「高齢者施設等の従事者等に対する集中的実施計画の実施方針等について」（令和4年1月7日（令和4年2月18日一部改正）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）（別添）において示されましたので、管内の関係施設等に対する周知をお願いいたします。

※ 集中的検査においては、対象施設の設定に当たり、入所系の高齢者施設等を基本として、これらに加えて、外部との接触の機会が多い通所系や訪問系の事業所も対象とすることを検討することとされています。

また、抗原定性検査キットについては、需給が安定するまでの間、必要なところに確実に供給されるよう、優先度に応じた物流の流れを確保する措置が講じられていますが、集中的検査は行政検査として実施されるものであり、優先して供給されることとされています。なお、この取扱いは、緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置区域に指定された地域以外においても可能です。

高齢者施設等が提供するサービスは、利用者や家族の生活にとって欠かせないものであり、感染拡大時においても業務が継続されるよう必要な支援を行うことが重要です。介護保険担当主管部（局）におかれましては、上記取扱いを踏まえ、必要な検査が円滑に実施されるよう、待機期間早期解除検査を集中的検査に位置づける場合には、衛生主管部局に積極的に働きかけるようお願いいたします。

なお、昨年夏以降に国から配布した抗原定性検査キットを保管している高齢者施設等においては、保管している抗原定性検査キットについて、「新型コロナ

ウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」(令和4年1月5日(令和4年1月28日一部改正)新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)において、検査の実施に当たって求められる内容を遵守した上で、待機期間早期解除検査に用いることも差し支えないこととされておりますので、ご承知おき頂きますようお願いいたします。

【別添】

「高齢者施設等の従事者等に対する集中的実施計画の実施方針等について」
(令和4年1月7日(令和4年2月18日一部改正)厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)

事務連絡
令和4年1月7日
令和4年2月18日一部改正

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

高齢者施設等の従事者等に対する集中的実施計画の実施方針等について

高齢者施設等の従事者等に対する検査に関しては、「高齢者施設等の従事者等に対する集中的実施計画の10月以降の実施方針について」（令和3年10月1日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）において、緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置区域における集中的実施計画の実施方針については、当該区域の設定時に、改めてお示しすることとしていたところです。

本日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき、まん延防止等重点措置区域として、広島県、山口県及び沖縄県が指定されるとともに、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年11月19日（令和4年1月7日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域に指定された都道府県等は、「集中的実施計画を策定し、感染多数地域の高齢者施設等の従業者等に対する検査の頻回実施を行う」こととされました。これを踏まえ、今後の緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置区域に指定された都道府県等における集中的実施計画の実施方針について、下記のとおりお示しします。

あわせて、この際、これまでお願いしてきた高齢者施設等に対する検査に関する報告様式等について、あらためて整理・簡素化しましたので、御対応いただきますようお願いいたします。

なお、B.1.1.529系統（オミクロン株）については、ウイルスの性状に関する実験的な評価や疫学的な情報は限られているものの、感染拡大が生じた場合デ

ルタ株が主流であった今夏に比べ感染拡大の速度が非常に速い可能性があるという特性を踏まえ、緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置区域に指定された都道府県等以外においても、今後、緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置区域が指定された場合に、遅滞なく速やかに集中的実施計画に基づく検査を確実に実施できるようにするため、これらの区域の指定を受ける以前から、集中的実施計画の策定及び当該計画に基づく検査の実施に係る準備を開始していただきますようお願いいたします。

今般の一部変更により、濃厚接触者になった場合の待機を早期に解除するための検査を集中的実施計画に位置づける場合、集中的実施計画を変更するとともに、変更後の計画を厚生労働省に、2月28日（月）中に報告してください。（報告前に検査を開始することも差し支えありません。また、期限後に開始頂くことも可能ですので、ご相談ください。）

（主な改正カ所は太字下線）

記

I. 集中的実施計画の策定及び実施について

- 緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置区域である都道府県並びに措置区域に定められた区域のある保健所設置市及び特別区においては、以下の①から⑧までを満たす集中的実施計画を策定し、緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置区域の指定が公示された日から3営業日以内に提出していただくとともに、集中的実施計画に基づく検査を行ってください。

※ これらの区域に指定されていない場合であって、地域の感染状況を踏まえ、自主的に集中的実施計画を策定した場合も、策定後速やかに提出をお願いします。

① 対象地域の指定

地域の感染状況を踏まえ、対象地域を、保健所等の区域（保健所管轄区域の全部又は一部をいう。以下同じ。）を単位として指定してください。複数の保健所等の区域を指定することもできます。

② 対象施設の設定

対象となる施設種別については、入所系の高齢者施設等（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、障害者支援施設等）を基本として、これらに加えて、外部との接触の機会が多い通所系や訪問系の事業所も対象とすることを検討してください。また、医療機関のほかに、ワクチン接種の対象外の者が集団生活を送る小学校、保育所等も対象とすることを検討してください。

なお、対象となる施設種別毎の対象施設数を集中的実施計画に記載してください。また、施設併設の短期入所の事業所等において、従事者等が本体施設と兼務している場合であって、本体施設と当該事業所について一体として集中的検査を実施する場合については、本体施設のみを計画対象施設数に計上してください。併設の事業所が本体施設とは別に集中的検査の申込みを行い、集中的検査を受ける場合は、それぞれ計画対象施設数に計上してください。

施設種別及び具体的な施設の設定に当たっては、集団感染を防止すること、それにより医療提供体制への負荷の増大を防止することの重要性を踏まえ、例えば、規模の大きい施設により重点を置く等も考えられます。

③ 対象者の設定

集中的検査の実施は基本的に施設単位で行うこととし、「高齢者施設、特に長期入所型施設におけるクラスターは感染した職員から生じる傾向が多い。」（令和3年2月2日内閣官房新型コロナウイルス感染症対策分科会「緊急事態宣言下での対策の徹底・強化についての提言」）との指摘を踏まえ、高齢者施設等の従事者は必ず対象としてください。また、外部と接触のある新規入所者等も対象にしている自治体もありますので、ご検討ください。

④ 検査方法の設定

検査方法として、個別検体によるPCR検査、個別検体による抗原定量検査、検体プール検査法によるPCR検査、抗原定性検査などを定めてください。

なお、検査方法を定めるに当たって、抗原定性検査の場合、検体中のウイルス量が少ない場合には、感染していても結果が陰性となる場合があるため、陰性の場合でも感染予防策の継続を徹底すること等、「医療機関・高齢者施設等における無症状者に対する検査方法について（要請）」（令和3年1月22日事務連絡）に示された留意点を十分踏まえてください。

⑤ 検査の頻度の設定

緊急事態措置及びまん延防止等重点措置の趣旨を踏まえ、できる限り週に1回程度実施してください。その際、対象施設については、上記②のとおり、重点化して差し支えありません。

全ての対象施設において週に1回程度実施することが困難な場合であっても、少なくとも2週間に1回程度は実施してください。

その際、受検施設及び都道府県等の負担ができる限り少なくなるよう、民間検査機関への外部委託等を含め、効率的な方法で実施することを検討してください。

週に1回の検査を実施するに当たっては、例えば、週の初めに施設がだ液採取容器を受け取り、速やかに配布し、週の中頃に検査機関が検体を回収し、

週の後半に検査結果の通知を受けるといった具体的なスケジュールが関係者間で共有できるよう、民間検査会社等の検査機関と調整を行ってください。

⑥ 検査区分の記載

感染症法に基づく行政検査として実施するものか、地方公共団体の独自事業として実施するものか、あるいは民間等において無償で提供される検査等を活用して実施するものかの区別を、集中的実施計画に記載してください。複数の区分に該当する場合には、すべて記載してください。

感染拡大地域における高齢者施設等の集中的検査は行政検査の対象となり、その費用の2分の1を感染症予防事業費等負担金として国が負担することとしています。なお、内閣府の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の交付限度額において行政検査の地方負担額と同額が加算される仕組みとなっています。そのため、必要な検査は広く実施していただくようお願いします。

また、行政検査ではなく地方単独事業等として集中的検査を実施する場合も集中的実施計画の対象となります。この場合、内閣府の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の地方単独事業分等の活用も可能です。その他、民間等において無償で提供される検査等を活用して集中的検査を実施する場合も集中的実施計画の対象となります。

⑦ 実施期間の設定

緊急事態措置及びまん延防止等重点措置の趣旨を踏まえ、速やかに開始していただき、定められた措置期間の全てを実施期間としてください。

⑧ 社会機能維持者の濃厚接触者の待機を早期に解除するための検査

集中的実施計画を策定し頻回な検査を実施している場合、当該計画で対象としている施設等における、社会機能維持者が濃厚接触者になった場合の待機を早期に解除するための検査について、集中的実施計画に基づく検査の一環として行うことは差し支えありません。この場合、(別添1)下部の「対象施設数(予定)」の「社会機能維持者の濃厚接触者の待機期間の早期解除検査分」欄の該当施設種別に「○」を記入してください。

なお、集中的実施計画に基づく検査の一環として、実施可能な範囲は、原則、頻回な検査を行う対象として集中的実施計画に位置づけられている施設等となりますが、現時点で、自治体が集中的実施計画を策定していない場合や、集中的実施計画に位置づけられていない施設等であっても、今後、自治体が、頻回な検査を行う対象として集中的実施計画に位置づける予定がある施設等については、当該施設等における社会機能維持者が濃厚接触者になった場合の待機を早期に解除するための検査のみを実施することも差し支えありません。この場合、(別添1)下部の「対象施設数(予定)」の「まん

延防止等重点措置及び緊急事態措置分」欄については、可能な範囲で記載してください。

⑨ その他

高齢者施設等の従事者等に対する集中的な検査については、対象施設において実際に検査が行われることが重要であり、頻回検査を含む集中的検査の実施に当たっては、できる限り多くの高齢者施設等に検査を受けていただくよう取組をお願いいたします。

また、これまでの事務連絡でお示した検査の効率的な実施例等も踏まえ、確実な実施ができるよう、実施方法等の検討をお願いします。例えば、民間検査機関に、施設からの検査の申込の受付から検査結果の通知等までを委託して効率的に実施している例や、必要な検査能力の確保及び検査の効率的な実施の観点から検体プール検査法を積極的に活用している例も参考にしてください。

II. 報告について（集中的実施計画及び高齢者施設等に対する一斉検査等に係る報告様式等）

○ 今般、これまでの報告様式（集中的実施計画に係る報告様式、高齢者施設等に対する一斉検査等に係る報告様式）について、整理・簡素化いたしました。具体的には次のとおりです。

- ① 集中的実施計画策定時に提出いただく様式
- ② 毎週報告用の様式（集中的検査及び一斉検査等の実績を合算した概数を報告する様式）
- ③ 毎月報告用の様式

○ これまで、感染拡大の傾向が見られた場合に、クラスターが発生している地域において、高齢者施設等に対する一斉検査や感染が生じやすい場所・集団等に対する検査等を積極的に行うよう要請してきていますが（「オミクロン株の感染流行に備えた検査・保健・医療提供体制の点検・強化の考え方について」（令和3年12月22日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）の1.の(3)①から④を参照）、今月以降に、これらの検査を実施した場合の報告については、今後次のとおりとします。

都道府県は、管内の保健所設置市及び特別区分を含めて検査の実績をとりまとめた上で、厚生労働省（corona-kensahan@mhlw.go.jp）に提出いただきますようお願いいたします（報告様式は保健所設置市毎や特別区毎に分けず、保健所設置市や特別区の検査の実績も合算して提出していただきますようお願いいたします。）。

なお、これに伴い、「医療機関・高齢者施設等における無症状者に対する検査方法について（要請）」（令和3年1月22日厚生労働省新型コロナウイルス

ルス感染症対策推進本部事務連絡)等に基づく報告は令和3年12月分の報告をもって廃止いたします。

<報告内容>

別添1：策定した集中的実施計画

別添2：施設区別の総検査実施施設数、総検査実施件数、総陽性件数

別添3：令和3年12月22日事務連絡1.の(3)①～④の区分毎(①は②に含めて報告)の検査の実施施設数等、検体プール検査法による検査及び抗原定性検査キットによる検査の実施施設数等

<報告頻度>

別添1：緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置区域の指定が公示された日から3営業日以内(令和4年1月7日(金)に公示された広島県、山口県及び沖縄県については令和4年1月13日(木)まで)に報告してください。自主的に集中的実施計画を策定した場合には、策定後速やかに提出してください。

別添2：令和4年1月19日(水)以降、週単位で報告することとし、土曜日から翌週金曜日までの実施の分をその次週の水曜日までに報告してください。ただし、令和4年1月第1週分(1月1日(土)から1月7日(金)まで)については、令和4年1月第2週分(1月8日(土)から1月14日(金)まで)とともに、令和4年1月19日(水)までに報告してください。提出期限を厳守してください。

別添3：令和4年1月以降の月毎の実績を、翌月10日までに報告してください。

【参考】 関連事務連絡等

○オミクロン株への対応関係

- ・オミクロン株の感染流行に備えた検査・保健・医療提供体制の点検・強化の考え方について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000870904.pdf>

○高齢者施設等の検査の実績報告

- ・医療機関・高齢者施設等における無症状者に対する検査方法について（要請）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000725744.pdf>

○集中的検査の意義・支援策等

- ・高齢者施設の従事者等への定期的な検査の積極的な受検について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000781628.pdf>

○集中的実施計画関係

- ・高齢者施設の従事者等の検査の徹底について（要請）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000734477.pdf>

- ・4月以降の高齢者施設等の検査について（要請）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000761125.pdf>

- ・高齢者施設等の従事者等に対する集中的検査実施計画の7月以降の実施方針等について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000794604.pdf>

- ・高齢者施設等の従事者等に対する集中的実施計画の10月以降の実施方針について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000838786.pdf>

○まん延防止等重点措置・緊急事態措置関係

- ・まん延防止等重点措置区域における高齢者施設等への重点的検査等の実施について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000765721.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/content/000768023.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/content/000774971.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/content/000774975.pdf>
<https://www.mhlw.go.jp/content/000776845.pdf>
<https://www.mhlw.go.jp/content/000779795.pdf>

- ・ 緊急事態措置区域における高齢者施設等への重点的検査等の実施について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000774985.pdf>
<https://www.mhlw.go.jp/content/000776843.pdf>
<https://www.mhlw.go.jp/content/000783119.pdf>
<https://www.mhlw.go.jp/content/000779794.pdf>
<https://www.mhlw.go.jp/content/000783119.pdf>

- ・ まん延防止等重点措置区域における高齢者施設等への重点的検査等の実施に向けた準備について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000774972.pdf>

○参考資料

- ・ 高齢者施設等の集中的検査実施計画の策定状況（令和3年9月30日時点の計画まで）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000847318.pdf>

- ・ 高齢者施設等の集中的検査実施計画の実施状況（令和3年9月30日時点）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000865137.pdf>

以上

(別添1)

〇〇〇(自治体名)の集中的実施計画

担当課 〇〇課
担当者名 〇〇 〇〇
連絡先 000-1111-2222

対象地域	
対象施設種別	
まん延防止等重点措置及び緊急事態措置分	
対象者	
検査方法	
実施区分	
集中的実施計画期間	令和4年〇月〇日～〇月〇日
検査の頻度	
まん延防止等重点措置及び緊急事態措置分	
備考欄	

	合計				
	うち医療機関	うち高齢者施設	うち障害者施設	うち保育所等	その他()
対象施設数(予定)					
まん延防止等重点措置及び緊急事態措置分					
社会機能維持者の濃厚接触者の待機期間の早期解除検査分					

※1 対象地域については、地域の感染状況を踏まえて保健所等の区域(保健所管轄区域の全部又は一部)を単位として指定してください。複数の保健所等の区域を指定することができます。

※2 具体的な対象施設は次のとおりです。

- ・ 医療機関：病院、診療所
- ・ 高齢者施設：介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護に係る施設、小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護に係る施設等(その他の通所系サービスや訪問系サービス等を行う施設も含めてください)
- ・ 障害者施設：障害者支援施設、共同生活援助、重度障害者等包括支援(共同生活援助を提供する場合に限る)、福祉ホーム、障害児入所施設、短期入所に係る施設等(その他の通所系サービスや訪問系サービス等を行う施設も含めてください)
- ・ 保育所等：ワクチン接種の対象とならない12歳未満の児童に係る施設(小学校、保育所等)

※3 上記の医療機関、高齢者施設、障害者施設、保育所等のいずれにも該当しない施設を対象とした場合には、その他欄の()内に当該施設の種別を記載してください。

※4 対象者については、直接処遇職員以外の従事者(事務職員、委託職員など)も対象とする場合には、その旨も具体的に記載してください。

※5 検査方法(個別検体によるPCR、個別検体による抗原定量検査、検体プール検査法によるPCR、抗原定性検査など)を記載してください。

※6 実施区分については、感染症法に基づく行政検査として実施するものか、地方公共団体の独自の事業として実施するものか、民間等において無償で提供される検査等を活用して実施するものかの区別を記載してください。

※7 緊急事態措置期間又はまん延防止等重点措置期間の全てを実施期間として記載してください。

※8 対象施設種別、検査の頻度及び対象施設数以外の項目において、通常の計画分と緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の適用時に実施する重点検査分異なる内容がある場合は、それぞれの欄内にその旨記載してください。

※9 **社会機能維持者の濃厚接触者の検査については、施設数まで記載する必要はなく、対象にする場合に丸をつけてください。**

都道府県名及び衛生主管部局名

担当：

電話番号：

		総検査実施施設数 (単位：施設)	総検査実施件数(単 位：件)	総陽性件数(単位： 件)
第1回 (期間：1/1-1/7) 1月12日報告締切	合計			
	別 施 の 設 内 区 数 分	うち医療機関		
		うち高齢者施設		
		うち障害者施設		
		うち保育所等		
		その他()		
第2回 (期間：1/8-1/14) 1月19日報告締切	合計			
	別 施 の 設 内 区 数 分	うち医療機関		
		うち高齢者施設		
		うち障害者施設		
		うち保育所等		
		その他()		
第3回 (期間：1/15-1/21) 1月26日報告締切	合計			
	別 施 の 設 内 区 数 分	うち医療機関		
		うち高齢者施設		
		うち障害者施設		
		うち保育所等		
		その他()		
第4回 (期間：1/22-1/28) 2月2日報告締切	合計			
	別 施 の 設 内 区 数 分	うち医療機関		
		うち高齢者施設		
		うち障害者施設		
		うち保育所等		
		その他()		

※1 具体的な対象施設は次のとおりです。

- ・ 医療機関：病院、診療所
- ・ 高齢者施設：介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、
認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、
サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護に係る施設、
小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護に係る施設等
(その他の通所系サービスや訪問系サービス等を行う施設も含めてください)
- ・ 障害者施設：障害者支援施設、共同生活援助、重度障害者等包括支援(共同生活援助を提供する場合に
限る)、福祉ホーム、障害児入所施設、短期入所に係る施設等
(その他の通所系サービスや訪問系サービス等を行う施設も含めてください)
- ・ 保育所等：ワクチン接種の対象とならない12歳未満の児童に係る施設(小学校、保育所等)

※2 上記の医療機関、高齢者施設、障害者施設、保育所等のいずれにも該当しない施設に対して検査を行った場合には、その他欄の()内に当該施設の種別を記載してください。

※3 施設併設の短期入所の事業所等であって、従事者等が本体施設と兼務しているような事業所で本体施設と一体で集中的検査を受けると考えられる施設については、本体施設のみを計画対象施設に計上してください。併設の事業所が本体施設とは別に集中的検査の申込みを行い、集中的検査を受ける場合は、この限りではありません。

※4 様式を変更・加工しないでください。

※5 当該期間において行われた検査の実績を記載してください(過去の実績を積み上げた数値(延べ数)を記載する必要はありません。)

※6 一の施設において当該期間に複数回の検査を実施した場合には、当該期間に実施した検査の実績を計上してください(例えば、一の施設において当該期間に2回検査を実施した場合には、「2」を計上してください)。

※7 行政検査ではなく地方単独事業等として実施する場合や、民間等において無償で提供される検査等を活用して高齢者施設等に対して検査を実施する場合、これらの実績も含めて報告してください。

都道府県名及び衛生主管部局名

担当：
電話番号：

検査類型別集計

Table with columns for inspection types (A, I, U) and sub-categories like medical facilities, elderly care, etc. Includes a summary row for monthly implementation.

検体プール検査法分・抗原定性検査キット分

Table comparing pool testing and antigen testing methods, including implementation counts and positive cases.

※1 「検査類型別集計」については、以下の各区分に従い、(ア)～(ウ)に検査実施施設数等を記入してください。

- (i) 集中的実施計画を策定していない自治体
(ii) 一部の地域を集中的実施計画の対象としている自治体
(iii) 全域を集中的実施計画の対象としている自治体

【参考：令和3年12月22日事務連絡(3)の①～④】

- ① 特に直近1週間で中規模以上のクラスターが複数発生している地域の高齢者施設等や、クラスターが発生している地域に存在する、感染が生じやすく(三密環境等)、感染があった場合に地域へ拡大しやすい(不特定多数との接触)場所・集団に対して行う積極的な検査(→(イ))
② 感染者が多数発生している地域やクラスターが発生している地域において、感染者が一人も発生していない施設等であっても、その期間、医療機関、高齢者施設等に勤務する者、入院・入所者全員を対象に行う一斉・定期的な検査(→(イ))
③ 高齢者施設等の発熱等の症状を呈する入所者・従事者に対する検査や、陽性者が発生した場合に当該施設の入所者及び従事者全員を原則対象とした検査(→(ア))
④ 緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置区域に限らず、各自治体が地域の感染状況を踏まえて実施する、集中的実施計画に基づく高齢者施設等の集中的検査(→(ウ))

※2 具体的な対象施設は次のとおりです。

- 医療機関：病院、診療所
高齢者施設：介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護に係る施設、小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護に係る施設等(その他の通所系サービスや訪問系サービス等を行う施設も含めてください)
障害者施設：障害者支援施設、共同生活援助、重度障害者等包括支援(共同生活援助を提供する場合に限る)、福祉ホーム、障害児入所施設、短期入所に係る施設等(その他の通所系サービスや訪問系サービス等を行う施設も含めてください)
保育所等：ワクチン接種の対象とならない12歳未満の児童に係る施設(小学校、保育所等)

※3 上記の医療機関、高齢者施設、障害者施設、保育所等のいずれにも該当しない施設に対して検査を行った場合には、その他欄の()内に当該施設の種別を記載してください。

※4 施設併設の短期入所の事業所等であって、従事者等が本体施設と兼務しているような事業所で本体施設と一体で集中的検査を受けると考えられる施設については、本体施設のみを計画対象施設に計上してください。併設の事業所が本体施設とは別に集中的検査の申込みを行い、集中的検査を受ける場合は、この限りではありません。

※5 様式を変更・加工しないでください。

※6 当該期間において行われた検査の実績を記載してください(過去の実績を積み上げた数値(延べ数)を記載する必要はありません。)

※7 一の施設において当該期間に複数回の検査を実施した場合には、当該期間に実施した検査の実績を計上してください(例えば、一の施設において当該期間に2回検査を実施した場合には、「2」を計上してください)。また、検体プール検査法又は抗原検査キットによる検査の実績(検査実施施設数)については、「検査類型別集計」に係る表の内数(検査実施施設数)となります。

※8 行政検査ではなく地方単独事業等として実施する場合や、民間等において無償で提供される検査等を活用して高齢者施設等に対して検査を実施する場合、これらの実績も含めて報告してください。